岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例（案）について（概要）

１　条例改正の趣旨

○ 平成 29 年 6 月 14 日に公布された「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第 156 号)」により、都市公園法施行令（以下「施行令」という。）が一部改正された。

○ これまで、施行令第 8 条第 1 項の規定により、運動施設率（都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合）は、一律で 100 分の 50 を超えてはならないとされてきた。

○ 一方で、既設の運動施設のバリアフリー化や国際基準に対応するための改修により運動施設の敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が生じていた。

○ このため、国は、地方公共団体が設置する都市公園に関する運動施設率の基準について、従来の基準を参酌した上で、地域の実情に応じて、当該地方公共団体が自ら条例で定める（政令第 156 号附則により施行日から 1 年以内）ことができることとしたものである。

○ 本県において、運動公園である岐阜メモリアルセンターの運動施設率は、すでに従来の基準まで達しており、従来の基準では社会状況等の変化に対応した改修等が困難となっていることから、岐阜県都市公園条例において、独自基準として他の種別の都市公園よりも高い運動施設率を設けるものである。

○ また、建蔽率（公園施設として設けられる建築物の都市公園の敷地面積に対する割合）については、平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による都市公園法の一部改正によって参酌基準化されており、本県においては、参酌基準のとおり岐阜県都市公園条例で定めたものである。

○ しかしながら、運動施設率と同様に、岐阜メモリアルセンターにおける建蔽率も限界に達しているため、新たな運動施設率の設定に伴い、建蔽率についても条例改正するものである。

２　条例改正の内容

(1)運動施設の敷地面積に関する制限（令第 8 条関係）・・・新規に条文を追加

「岐阜県都市公園条例」に運動施設率を定めるに当たって、参酌基準である 50/100 では岐阜メモリアルセンターの機能を十分発揮できないことから、**岐阜メモリアルセンターの運動施設率を 55/100** とする。その他の県営都市公園は参酌基準のとおり。

公園施設の種別	運動施設率		
	参酌基準	県条例の基準	
		現行基準	改正案
運動施設	50%	－	**55%（岐阜メモリアルセンター）** 50%（その他の県営都市公園）

(2)公園施設の許容建築面積基準（法第 4 条、令第 6 条関係）・・・現行の条文を改正

現行の建蔽率（参酌基準のとおり）では岐阜メモリアルセンターの機能を十分発揮できないことから、「岐阜県都市公園条例」に規定する当該建蔽率を下表のとおり改正する。その他の県営都市公園は現行どおり。

公園施設の種別		建蔽率		
		参酌基準	県条例の基準	
			現行基準	改正案
建 築 物（原則）		2%	参酌基準のとおり	**3%（岐阜メモリアルセンター）** 2%（その他の県営都市公園）
特例加算割合	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	＋10%		**＋15%（岐阜メモリアルセンター）** ＋10%（その他の県営都市公園）
	国宝、重要文化財等登録建築物等	＋20%		参酌基準のとおり （改正なし）
	屋根付広場等高い開放性を有する建築物	＋10%		
	仮設公園施設	＋2%		

３　施行日

平成３０年４月１日（予定）